

男女共同参画社会を実現するための拠点施設「男女共同参画センター」が、あしやに平成6年8月にオープンした女性センターから数えて今年で開館20周年を迎えました。

当初は「精道小学校北側に開設」平成8年9月には「大原町のラ・モール」芦屋2階に移転、さらに平成24年12月には「男女共同参画センター」の設置及び管理に関する条例が制定され、翌年4月にセミナー室、団体交流スペース、情報コーナー、チャレンジひろば等を備え、公光分庁舎北館1階に移転し、現在に至ります。

平成19年1月、女性センターから「男女共同参画センター」に名称変更した際、

市民公募によりセンターの愛称が「ウィザスあしや」に決定し、より親しみやすくなりました。

男女共同参画センター「ウィザスあしや」では、毎月6月の「男女共同参画週間」にちなみ、週刊記事として「ルナ・ホール」で映画会を実施したり、男女共同参画に関する講座を年間約10講座開催しています。ほかに、女性の悩み相談事業やセンター通信「ウィザス」の発行、男女共同参画に関する図書を出しています。

毎年3月には男女共同参画団体協議会と共にウィザス画団体協議会と共に関係する各登録団体はワークショップやグループ展示、協議会ではDV被害者支援活動のた

めには「バザー」を行っています。今年度は特にテーマを「ウィザスあしや20年男女共生」とともに「輝く」として、記念講演会や講演を実施します。(詳細は広報あしや2月15日号またはホームページをご覧ください。)

誰もが性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に責任を担い、しあわせを分かち合う男女共同参画社会の実現のため、これからもさまざまな施策の推進を図ります。

【芦屋市における男女共同参画推進のこれまでのあゆみ】

年	主なできごと
平成3年	市長室に「女性対策担当」設置(4月)・市政モニター「アスパップレディ」発足(11月)
平成4年	「女性に関する諸問題」についての市民意識調査実施(5～6月) 「芦屋市女性施策推進懇話会」設置・「芦屋市女性施策推進会議」設置(6月)
平成5年	懇話会から提言「男女共同参画型社会の実現を目指して」提出(6月)
平成6年	芦屋市女性センター設置(8月)・女性の諸問題に関する相談事業開始(9月)
平成7年	女性センター通信「エメラルド」創刊(1月)
平成8年	女性センター大原町に移転(9月)
平成9年	「芦屋市男女共同参画推進本部」設置(9月)・「芦屋市男女共同参画推進委員会」設置(12月)
平成10年	「芦屋市男女共同参画行動計画」ウィザス・プラン」策定(6月)
平成12年	DV専門相談開始(4月)
平成14年	「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施(1～2月) 市政モニター「アスパップレディ」終了(3月)
平成15年	「第2次芦屋市男女共同参画行動計画」ウィザス・プラン」策定(3月) 担当名を「男女共同参画推進担当」に変更(4月)
平成19年	施設名を「芦屋市男女共同参画センター」に名称変更し、市民公募により愛称「ウィザスあしや」を決定(1月)・「男女共同参画に関する市民意識調査」(5～6月)・「職員意識調査」(7月)実施・女性センター通信「エメラルド」の名称を男女共同参画センター通信「ウィザス」に変更(6月)
平成20年	「第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画)ウィザス・プラン」策定(2月)
平成21年	「芦屋市男女共同参画推進条例」制定(3月)・施行(4月) 「芦屋市男女共同参画推進審議会」設置(4月)
平成22年	「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV対策基本計画)」策定(6月)
平成23年	「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV対策基本計画)」策定(3月) 「男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査」実施(10～11月)
平成24年	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例制定(12月)
平成25年	「第3次芦屋市男女共同参画行動計画」ウィザス・プラン」策定(3月) 芦屋市男女共同参画センター公光町に移転、芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行(4月) 「男女共同参画推進担当」から「男女共同参画推進課」に組織改正(4月)

問い合わせ 男女共同参画推進課 ☎38-2023

夜間(17:00～9:00)水道修理事当番表【3月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

●平日の昼間は下記へおたずねください。	店名	TEL	当番日
	原田商会	22-0706	1、7、13、19
	越智商会	22-3708	2、8、14、20、26
●土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へおたずねください。	(株)大阪商会	22-4446	3、9、15、21、27
	西岡設備工業所	22-6900	4、10、16、22、28
	(資)神明商会	22-3565	5、11、17、23、29
●夜間の修理は、右の業者が待機しています。	中央水道工務所	22-3552	6、12、18、24、30
	前忠工業(株)	31-8548	11、17、23、29

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

4月1日から 一部施設の予約受付開始日が変わります

下記の施設の一般利用について、4月1日お申し込み分より、利用日の2カ月前から予約受付できることとなりました。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

施設名	問い合わせ	施設名	問い合わせ
あしや市民活動センター	☎26-6452	打出教育文化センター	☎38-7130
男女共同参画センター	☎38-2023	美術博物館	☎38-5432
上宮川文化センター	☎22-9229	谷崎潤一郎記念館	☎23-5852

手続きはお済みですか? 課税課からのお知らせ

【出国時の市税の納付について】
個人市民税・県民税は毎年1月1日現在に芦屋市内にお住まいのかたに、固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在で芦屋市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちのかたに課税されます。
海外へ出国される場合には、市税の納付および納税管理人選定等の手続きが必要ですので、下記にご連絡ください。

問い合わせ
■個人市民税・県民税 課税課市民税係 ☎38-2016
■固定資産税・都市計画税 課税課固定資産税係 ☎38-2017
■納税相談 課税課管理課 ☎38-2014
■口座振替 課税課管理係 ☎38-2015

【軽自動車税について】
軽自動車税は毎年4月1日現在に軽自動車(原動機付自転車を含む)をお持ちのかたに課税されます。廃車・譲渡した場合、または盗難にあった場合は、登録をそのままにされていますと引き続き課税されますので、廃車の手続きをしてください。また、芦屋市外へ転出される場合は、芦屋市で廃車の手続きをし、転出先の住所地で登録する必要があります。海外へ出国される場合も廃車の手続きが必要ですので、下記の場所に必要な書類を確認の上、必ず、登録の変更・廃車等の手続きをしてください。なお、軽自動車税は年度途中で廃車されても月割計算して還付する制度はありません。



種別	手続きの場所
【芦屋市ナンバー】 ・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー	課税課管理係(南館1階13番窓口) 〒659-8501 精道町7-6/☎38-2015
【神戸ナンバー】 ・軽自動車(二輪、125cc超250cc以下) ・小型自動車(二輪、250cc超)	神戸運輸監理部兵庫陸運部 〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2/☎050-5540-2066
【神戸ナンバー】 ・軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会兵庫事務所 〒651-2145 神戸市西区玉津町居住字孫田67-1/☎050-3816-1847

総合公園で「春」を探そう

●日時 3月29日(日)午前10時～正午 ●春の生き物を探してみませんか?
(総合公園管理事務所前集合) イベント後はご家族で
雨天の場合、3月31日(火)に順延 ●ピクニックもおすすめです!

●対象 小学生以下の子ども(低学年以下は保護者同伴)先着50人
●持ち物 飲み物・帽子・タオル・ビニール袋・虫かご・網
●申し込み 電話かファクス(住所・氏名・電話番号・子どもの年齢を明記)下記へ

問い合わせ 環境課 ☎38-2051/☎38-2162

デジアナ変換サービスは3月末までに終了します

デジアナ変換サービスは3月末までに終了するため、それまでに、地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを見ることができなくなります。地上デジタル放送を視聴するためには下記の3つの方法があります。

- ①デジタル放送対応のチューナーをアナログテレビに接続する。
- ②デジタル放送対応のテレビに買い替える。
- ③ケーブルテレビに加入して専用チューナーを接続する。

「何をすればよいかわからない」というかたや「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」というかたは、総務省地デジコールセンター(下記)へお電話ください

問い合わせ 総務省地デジコールセンター ☎0570-07-0101

なお、市内の各ケーブルテレビ事業者のデジアナ変換サービス終了予定日は、以下のとおりです。

(株)ジェイコムウエスト 3月2日(月)
【問い合わせ】J-COMカスタマーセンター ☎0120-999-0001(午前9時～午後9時)

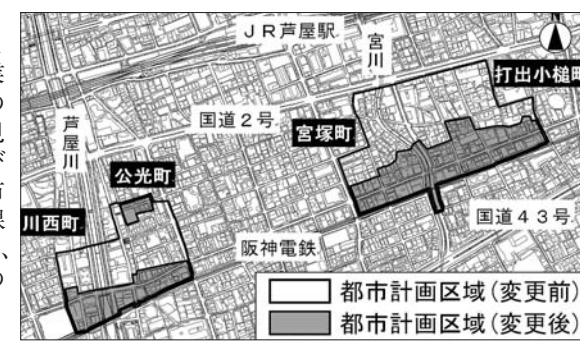
(株)ケイ・オプティコム 3月3日(火)
【問い合わせ】eサポートダイヤル ☎0120-919-1511(午前9時～午後9時)

スカパー JSAT(株) 3月31日(火)
【問い合わせ】スカパー!カスタマーセンター ☎0120-818-666(午前10時～午後8時)

阪神間都市計画変更案の縦覧

問い合わせ 都市整備課 ☎38-2074

■縦覧件名 阪神間都市計画「芦屋国際文化住宅都市建設計画」土地区画整理事業の変更(芦屋市決定)【中部土地区画整理事業】
■縦覧期間 3月6日～20日(平日・執務時間内)
■縦覧場所 都市整備課(市役所北館3階)
■変更内容 都市計画区域の面積(変更前)約21.6ha(変更後)約7.8ha
なお、変更後区域における当事業は、既に完了しているため、今後の事業予定はありません。 ■意見書 この案について、市民および利害関係人は縦覧期間中に芦屋市長宛の意見書を提出(都市整備課へ)することができます。意見書は、個人情報以外は都市計画審議会の資料として公表されます。



3月1日～7日 子ども予防接種週間

問い合わせ 保健センター ☎31-1586

■期間 3月1日～7日 ■対象 Hib感染症・肺炎球菌・BCG・四種混合(ジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ)・二種混合(ジフテリア・破傷風)・MR混合(麻しん・風しん)・水痘・日本脳炎の予防接種が未接種のこども ※11歳以上13歳未満のかたは二種混合の対象です。接種漏れのないようご確認をお願いします。 ※事前に医療機関に時間を確認の上、予約してください。 ■持ち物 母子健康手帳

医療機関名	実施日程
芦屋病院 ☎31-2156	3月4日:午後1時～4時 *要予約
青い鳥クリニック ☎21-6330	3月2・3・5・6日:午前9時～午後0時30分・3時～6時 3月7日:午前9時～午後0時30分・2時～4時
芦屋たいらクリニック ☎38-7291	3月2・3・4・5・6日:午前9時～正午・午後4時～7時 3月7日:午前9時～正午 *すべて要予約
かわもり小児科 ☎34-6321	3月2・3・4・6日:午前9時～正午・午後3時～6時 3月1・5・7日:午前9時～正午 *すべて要予約
京極小児科 ☎31-2735	3月2・3・4・6日:午前9時～正午・午後3時～6時 3月5・7日:午前9時～正午
重信医院 ☎31-2480	3月2・3・4・6日:午前9時～正午・午後5時30分～7時 3月7日:午前9時～正午
鈴木小児科 ☎34-0766	3月2・3・5・6日:午前9時～11時30分・午後3時～5時30分 3月4・7日:午前9時～11時30分
多田医院 ☎32-3884	3月2・3・4・6日:午前9時～正午・午後5時～7時 3月7日:午前9時～正午
富永医院 ☎22-3823	3月2・3・4・6日:午前9時～正午・午後5時～7時 3月5・7日:午前9時～正午 *すべて要予約
永松クリニック ☎32-3399	3月2・3・4・6日:午前9時～正午・午後5時～7時 3月7日:午前9時～正午 *すべて要予約
ひよこキッズクリニック ☎22-1450	3月2・4・6日:午前9時～正午・午後1時30分～3時・3時30分～6時30分/3月3日:午前9時～正午・午後3時30分～6時30分/3月5日:午前9時～正午・午後1時30分～3時 3月7日:午前9時～正午 *すべて要予約
みむらクリニック ☎32-5172	3月2・6日:午前9時～正午・午後4時～7時/3月3日:午前9時～正午・午後4時～8時/3月4日:午前9時～正午・午後4時～9時/3月5日:午後4時～7時/3月7日:午前9時～正午・午後2時～5時
メイブルこどもクリニック ☎25-0911	3月2・3・4・6日:午前9時～正午・午後3時～6時30分(*2時～3時は予約のみ) 3月5・7日:午前9時～正午
芦屋やまもとクリニック ☎23-3715	3月2・5日:午後3時～4時 *要予約

「子育て情報誌」に有料広告を募集

■掲載対象 子育てガイドブック 5,000部
A4サイズ1枠 2万円～
A5サイズ1枠 1万円～

■応募方法 申込書・完全版下原稿を3月27日(金)までに下記へ提出



問い合わせ こども課 ☎38-2045

芦屋市文化振興審議会 市民委員募集

市の文化振興基本計画の策定や計画に基づく事業の進行管理など、文化に関する重要事項等を調査審議する芦屋市文化振興審議会の「市民委員」を募集します。

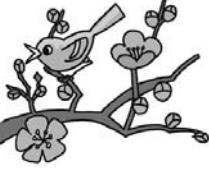
■募集人員 2人
■応募資格 市内在住で満20歳以上のかた(4月1日現在)(3以上の附属機関等の委員に委嘱されているかたは除く)
■任期 平成27年4月1日から2年間
■内容 年3回～5回程度の会議/1回あたり約2時間(平日・休日の夜間を含む)
■報酬 11,200円/日
■応募方法 住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号を記入の上、800字以内のレポート(形式は自由)「私が考えるこれからの芦屋の文化について」をテーマに、3月20日(金)<消印有効>までに下記へ郵送・Eメールまたは直接持参(市のホームページからも応募できます) ※応募原稿は返却しません。
■選考方法 選考委員会で決定、通知します。

問い合わせ 企画課 ☎38-2127
☎info@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)

市民課からのお知らせ

公的個人認証を利用されるかたへ

公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は、発行の日から3年間です。有効期間が満了し失効した場合は、国税の申告などの電子申請・届出に使うことができません。電子証明書を更新するかたは、申請してください。また、確定申告時期に合わせて下記の日程で土曜日も受け付けを行います。ご利用ください。



■日時 3月7日(土)午前10時～午後4時
■場所 市役所1階市民課19番窓口
※ご来庁の際は、北館地下1階の警備室で入館手続き後に市民課へお越しください。
■内容 ①住民基本台帳カードの申請・交付
②公的個人認証(電子証明書)の申請・交付
■手数料 ①住民基本台帳カード・500円②公的個人認証・500円

- 【①の申請に必要なもの】
1. 運転免許証・パスポート・保険証・年金手帳などの本人確認書類を2点
 2. 写真付き住民基本台帳カードを申請される場合は、証明写真1枚(横3.5cm×縦4.5cm)
 3. 印鑑
- 【②の申請に必要なもの】
1. 住民基本台帳カード
 2. 本人確認書類(免許証・パスポートなどの官公署発行の本人確認書類) ※住民基本台帳カードが写真付きのものであれば不要
 3. 暗証番号(住民基本台帳カード用・公的個人認証用の2種類)

問い合わせ 市民課 ☎38-2036

住民登録変更の届出は速やかに

住民登録は、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主の氏名・世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

転出の際には、あらかじめ転届届を提出する必要があります。また、転入・転居(市内)・世帯変更届は、変更後14日以内に届け出なければなりません。

転出・転入・転居の際、住民基本台帳カードを取得している場合は、住民基本台帳カードが必要です。暗証番号が必要な場合がありますので詳しくは下記にお問い合わせください。住民登録の変更に関する届け出は、速やかに行うようにお願いします。正当な理由がなく、期間内に届け出をしない場合は、過料の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ 市民課 ☎38-2030

消防ポンプ自動車・高規格救急自動車・小型動力ポンプ等の購入

消防本部では、災害発生時など、二次災害に対応可能な車両の充足を図るため、消防ポンプ自動車を1台導入するとともに、老朽化に伴う災害対応特殊高規格救急自動車の更新を行いました。また、平成26年度石油貯蔵施設立地対策等交付金を充当し、老朽化に伴う小型動力ポンプ(C・I級)等一式を更新しました。



問い合わせ 消防本部警防課装備担当 ☎38-2096